令和７年 第11回 三朝町教育委員会 定例会　日程

と　き：令和７年11月27日(木) 午後２時00分～
ところ：三朝町役場２階　第２会議室

１　開　会

２　前回議事録承認
　塩谷委員、加藤委員

３　議事録署名委員指名

４　報告事項
（１）教育総務課事業について
（２）社会教育課事業について
（３）図書館事業について
（４）教育委員会の委任による専決処分（町立みささ図書館開館時間の臨時変更）について
（５）教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について
（６）令和７年度後期三朝町教育委員会学校訪問報告について
（７）拡大読書機の設置について

５　議　事
議案第37号　令和７年度教育関係費補正予算（令和７年12月）について
議案第38号　公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
議案第39号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

６　協議事項

７　その他

８　閉　会
次回 定例会　令和７年12月　　日(　　)　：　～(　：　集合)

報告事項（１）

① 教育総務課事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【11 月】			
11 月 1 日 （土）	8:00-	中学校文化祭	文化ホール
11 月 5 日 （水）	～9 日	台中市石岡区との中学生相互交流事業（受入）	土牛小児童５名含
11 月 6 日 （木）	13:00-	第２回東伯郡就学指導委員会	
11 月 7 日 （金）	16:00-	県教育長との教育等に関する意見交換	町長、教育長
11 月 10 日 （月）	13:30-	後期学事訪問（小学校）	
11 月 11 日 （火）	9:30-	教育委員会園訪問（みささこども園）	
		小学校マラソン大会	
	～13 日	多賀町行政職員研修（受入）	教育総務課 11/12
11 月 12 日 （水）	14:00-	第２回県市町村教育行政連絡協議会	米子市
11 月 13 日 （木）	9:30-	教育委員会園訪問（賀茂保）	
11 月 14 日 （金）	～19 日	ラマルー・レ・バン町中学生訪問団受入	生徒５名ほか
11 月 18 日 （火）		三朝町 11 月臨時議会	
11 月 20 日 （木）	10:35-	三朝町の未来を語る会（事前学習）	
11 月 21 日 （金）	15:00-	市町教育委員会と中部教育局との懇談会	
11 月 27 日 （金）	14:00-	教育委員会定例会	
【12 月】			
12 月 2 日 （火）	13:30-	三朝町の未来を語る会（語る会）	小多目的ホール
12 月 4 日 （木）	10:30-	校長会	
	13:30-	第３回東伯郡就学指導委員会	湯梨浜町
	15:30-	年末区長会	文化ホール
12 月 9 日 （火）	～17 日	三朝町 12 月定例議会	
12 月 20 日 （土）		吹奏楽アンサンブルコンテスト県大会	米子市
12 月 22 日 （月）		小学校２学期終業式	冬季休業～1/7
12 月 25 日 （木）		中学校２学期終業式	冬季休業～1/7
12 月 26 日 （金）		役場仕事納め	
【１月】			
1 月 5 日 （月）		役場仕事始め	
1 月 8 日 （木）		小中学校３学期始業式	
	～15 日	ふれあい運動	休日を除く５日間
1 月 11 日 （日）	10:00-	二十歳を祝う会	文化ホール
1 月 16 日 （金）		中学校入学説明会	

② 児童生徒各種大会結果について

○ 令和７年度 中学生の税についての作文・書写
入賞者は別紙のとおり

特集！
租税作品入賞者発表

中部納貯連だより

発行:鳥取県中部納税貯蓄組合連合会

令和7年度　中学生の税についての作文入賞者一覧

(全国納税貯蓄組合連合会・国税庁主催)

鳥取県租税教育推進協議会 代表幹事賞	義務の中の優しさ	塚本　咲希	大　栄　3
倉吉税務署長賞	私の決意	相澤　柚希	三　朝　3
鳥取県中部県税事務所長賞	心を動かす税	都田　満ちる	北　条　2
鳥取県中部地区租税教育推進協議会 会長賞	税金と私たちのくらし	永川　嬉來	西　　3

倉吉市長賞	あたりまえが特別	田中　佐和	西　　3
三朝町長賞	税の役割について考える	光浪　遥斗	三　朝　3
湯梨浜町長賞	該当者なし		
北栄町長賞	命と健康を守る税	松本　結羽	北　条　1
琴浦町長賞	該当者なし		

中国税理士会倉吉支部 支部長賞	税金が支えるくらし	林　心菜	三　朝　3
公益社団法人 倉吉法人会 会長賞	当たり前を支える税金	向井　ひより	大　栄　3
倉吉間税会　会長賞	ゼイカツ(税×生活)	松尾　奏万	大　栄　3
鳥取県中部納税貯蓄組合連合会 会長賞	自分の税金への考え	宮本　咲恵	大　栄　3

全国納税貯蓄組合連合会　会長感謝状

(作文・書写の募集で協力が顕著な中学校)　・倉吉市立西中学校

鳥取県中部納税貯蓄組合連合会　会長感謝状

(作文の募集で協力が顕著な中学校)　・北栄町立大栄中学校

(書写の募集で協力が顕著な中学校)　・三朝町立三朝中学校

令和７年度　中学生の税についての書写入賞者一覧

（主催：中国納税貯蓄組合連合会・後援：広島国税局）

広島県熊野町議長賞	年末調整	真山　すみれ	赤 碕 3
鳥取県納税貯蓄組合総連合会 会長賞	納税は期限内	永川　嬉來	西　3
鳥取県青色申告会連合会 会長賞	納税意識	谷口　愛生子	河 北 3
倉吉税務署長賞	社会保障と税	田村　寧彩	東　3
鳥取県中部県税事務所長賞	年末調整	吉田　朱里	赤 碕 3
鳥取県中部地区租税教育推進協議会　会長賞	納税意識	兜坂　蓮	東　1

倉吉市長賞	振替納税	荒井　桃佳	東　3
三朝町長賞	年末調整	北岡　秀隆	三 朝 1
湯梨浜町長賞	年末調整	藤岡　弥央	湯梨浜2
北栄町長賞	電子申告	岡本　羽佳	北 条 2
琴浦町長賞	納税意識	大黒　楓夏	赤 碕 1

中国税理士会倉吉支部 支部長賞	納税意識	吉田　美空	東　3
公益社団法人 倉吉法人会 会長賞	電子納税	松本　凪央	東　2
倉吉間税会 会長賞	納税意識	牧田　希花	河 北 1
鳥取県中部納税貯蓄組合連合会 会長賞	電子納税	森下　紗楽	鴨 川 3

作品展示会が開催されます

鳥取県中部地区租税教育推進協議会・中部納税貯蓄組合連合会・倉吉税務署　共催

- ■北栄町中央公民館　１１月１３日(木) ～ １１月１８日(火)
- ■三朝町総合文化ホール　１１月２０日(木) ～ １１月２５日(火)
- ■倉吉未来中心　１１月２７日(木) ～ １２月　２日(火)
- ■湯梨浜町中央公民館　１２月　４日(木) ～ １２月　９日(火)
- ■まなびタウンとうはく　１２月１１日(木) ～ １２月１６日(火)

報告事項（２）

【社会教育課】　令和７年11月～12月の報告及び取組について

日　時			事　業　名　等	場　所	備　考
11月 1日	(土)	9:00	みささ青空体験塾「花桃植樹」	高橋	
11月 2日	(日)	8:30	第66回三朝町駅伝競走大会	町内	19チーム
11月 6日	(木)	13:30	スポーツ振興事業助成金現地調査	三朝球場	
11月 9日	(日)	9:00	小学生クロスカントリーリレー大会	健康むら	
		13:00	第59回青少年育成鳥取県民大会	文化ホール	
11月11日	(火)	13:00	国県指定文化財所有者研修会	伯耆町	
		19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
11月12日	(水)		町民作品展	文化ホール	～11/17
11月14日	(金)	9:00	令和７年度全国史跡整備市町村協議会臨時大会	ホテルニューオータニ	
		10:30	鳥取県社会教育振興大会	米子コンベンション	
		19:30	ヨガ教室	文化ホール	
11月16日	(日)	9:00	第79回中部地区駅伝競走大会	中部圏域	三朝町Ａ　４位
		11:00	三朝町芸能文化祭	文化ホール	
11月19日	(水)	10:00	三朝大学「文化財ないきものたち 」	文化ホール	23名
		11:00	文化庁調査官現地指導	神倉	
11月21日	(金)		第３回学校運営協議会		
11月22日	(土)	10:00	三朝町将棋フェスティバル	文化ホール	70名
11月23日	(日)		第３回人権尊重のまちづくり集会	文化ホール	
11月28日	(金)	19:30	ヨガ教室	文化ホール	
11月29日	(土)		第76回全国人権・同和教育研究大会	大阪府	～11/30

日　時			事　業　名　等	場　所	備　考
12月 4日	(木)	15:30	年末区長会	文化ホール	
12月 5日	(金)	19:30	ヨガ教室	文化ホール	
12月 7日	(日)	9:00	ハイスクールフォーラム	まなびタウンとうはく	
12月 9日	(火)	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
12月14日	(日)	9:00	かがやく子どもフェスティバル	文化ホール	
12月17日	(水)	9:00	三朝大学「デジタル時代の終活講座」	文化ホール	
12月19日	(金)	19:30	ヨガ教室	文化ホール	

報告事項（３）

【図書館】令和７年11月～12月の報告及び取組について

日　時	内　　容		備　考
【11月】			
11月 4日 （火） 10:00-	【連携企画】	スマホ講習会　４講座	企画健康課
11月 5日 （水） 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	29名参加
11月 8日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	７名参加
11月12日 （水）	【育児支援】	西学童クラブ　貸出	
11月13日 （木） 10:00-	【特別企画】	あみぐるみ教室	７名参加
11月16日 （日） 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	10名参加
11月22日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
-11/23	【特別企画】	みささ図書館古本市	文化ホール
11月26日 （水） 10:00-	【研修会議】	第２回みささ図書館協議会	
	【育児支援】	西学童クラブ　貸出	
11月27日 （木）		休館日（資料整理日）※図書館消防訓練	

日　時	内　　容		備　考
【12月】			
12月 2日 （火） 10:00-	【連携企画】	スマホ講習会　４講座	企画健康課
-12/12	【企画展示】	俳句クラブ「雛句会」作品展	
12月 3日 （水） 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
12月 6日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
12月 7日 （日） 13:30-	【特別企画】	みささ語り部の会イベント	文化ホール
12月12日 （金） 18:00-	【特別企画】	夜の図書館	別紙チラシ
12月14日 （日）	【定期取組】	みささ町かがやく子どもフェスティバル （司書体験、図書館クイズ、しおり作り）	
12月16日 （火） 12:45-	【育児支援】	３歳児健診（配本）	文化ホール
12月20日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
12月21日 （日） 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
12月24日 （水）	【定期取組】	西学童クラブ読み聞かせ	
12月25日 （木）		休館日（資料整理日）	
12月29日 （月） -1/3		年末年始休館　※年始１月４日（日）から開館	

別紙（報告事項(3)(4)関係）

町立みささ図書館

Night Library
夜の図書館

2025.12.12（Fri）

18:00～20:00

（開館時間を２時間延長します）

イルミネーション

音楽を聴きながら、
まったりとした時間を過ごしませんか？

こたつ
絵本コーナーに設置します。

BGM
館内に音楽を流します。

ドリンクFree
無料で提供します。

健康チェック
体組成計で健康チェックもできます。

図書館でホットな夜を…

【主催】町立みささ図書館
【お問い合わせ】TEL: 0858-43-1145
http://lib.town.misasa.tottori.jp/

報告事項（４）

教育委員会の委任による専決処分（町立みささ図書館開館時間の臨時変更）について

次のとおり町立みささ図書館開館時間の臨時変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により、本委員会へ報告する。

１　開館時間臨時変更の日　　令和７年 12 月 12 日（金）

２　開館時間臨時変更内容　　閉館時間を午後６時から午後８時に変更

３　開館時間臨時変更理由　　上記時間に夜間のイベントを開催するため（別紙のとおり）

≪参考≫
〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）
第 25 条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
２　略
３　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
４　略
〇三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の管理及び運営に関する規則
（利用日時及び場所）
第８条　略
２　略
３　図書館の開館時間は、午前９時 30 分から午後６時までとする。
〇三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）
第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（１）～(13)　略

報告事項（５）

教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

≪参考≫
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）
第25条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
２　略
３　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
４　略
○学校教育法施行令
（区域外就学等）
第９条　児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。
２　市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。
○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）
第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（１）～(13)　略

報告事項（７）

拡大読書機の設置について

令和７年11月18日に下記の方から拡大読書機の寄附を受け、みささ図書館内に設置しましたので報告します。

１　寄附申し出者　　倉吉市在住　諸家昌司　様

２　寄附物品　　拡大読書機　据置型

３　寄附趣意　　みささ図書館利用者（弱視・高齢者等）の読書支援のため

諸家氏が営業していた整骨院に設置されていた機器を、この度、同院を廃業することに伴い、鳥取県視覚障がい者中部支援センターを通じて譲り受けたもの。

tle to Bottle

「ボトルto「ボトル」
水平リサイクル
開始!
Bottle to Bottle

議案第37号

令和７年度教育関係費補正予算（令和７年12月）について

次のとおり令和７年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和７年11月27日提出

三朝町教育委員会教育長　　西　田　寛　司

別紙のとおり

≪参考≫
〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）
第29条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

別紙（議案第37号関係）

令和７年度教育関係費　歳出補正予算（令和７年12月）案

【教育総務課】　　単位：千円

科　　目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主　な　内　容
諸費	調理センター施設管理費	2,937	281	3,218	施設設備及び調理機器の修繕
学校給食費	学校給食費負担軽減事業	2,624	636	3,260	米価高騰による給食費単価増額分への公費補助
教育総務課計		5,561	917	6,478	

議案第 38 号

公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

次のとおり公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第２項第６号及び第 29 条の規定により、本委員会の議決を求める。

令和７年 11 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長　　西　田　寛　司

【設定の理由】

令和８年３月に予定している予約システム導入に向けて、使用料金の徴収方法を前納後納いずれも可能とするよう改正するもの。

【設定の概要】

・学校校舎等使用料条例における使用料の徴収に関する記載を削除（第３条）
・小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例における使用料の徴収に関する記載を削除（第５条第２項）
・三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例における使用料の徴収に関する記載を削除（第５条第２項）

【施行期日】

令和８年３月１日

公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例

（学校校舎等使用料条例の一部改正）

第１条　学校校舎等使用料条例（昭和 29 年三朝町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第２条　学校校舎等の使用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。	第２条　徴収すべき使用料の額は、別表による。
第３条　学校校舎等を使用しようとする者は、三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。	第３条　学校校舎等を使用しようとする者は、３日前に三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、許可を受け、別表に定める料金を使用前に納めなければならない。

（小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年三朝町条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用料） 第５条　研修会施設の使用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。 ２　略 ３　略	（使用料） 第５条　研修会施設の使用料は、別表に定めるところによる。 ２　使用料は、使用を承認するときに徴収する。 ３　略 ４　略

（三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和 59 年三朝町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用料）	（使用料）

第５条　研修会施設の使用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。 ２　略 ３　略	第５条　研修会施設の使用料は、別表に定めるところによる。 ２　使用料は、使用を承認するときに徴収する。 ３　略 ４　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年３月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の学校校舎等使用料条例、第２条の規定による改正後の小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例及び第３条の規定による改正後の三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に使用の許可又は、承認を受けるものから適用し、施行日前に使用の許可又は、承認を受けたものにあっては、なお従前の例による。

議案第39号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり町立学校の学校教育活動中に発生した事故における損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により三朝町議会へ議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により本委員会の意見を求める。

令和７年11月27日提出

三朝町教育委員会教育長　　西　田　寛　司

１　和解及び損害賠償の相手方
倉吉市　個人

２　和解の要旨
町は、損害賠償額203,800円を支払うものとする。

３　事故の概要
（１）事故の発生年月日
令和７年９月19日
（２）事故の発生場所
三朝中学校体育館（三朝町大字本泉）
（３）事故の状況
三朝中学校において、体育の授業として体育館でソフトボール競技を行っていたところ、生徒の投球したボールが防護フェンスの隙間を通過し、窓ガラスを破損した。その破片が屋外に駐車してあった相手方の車両に飛散し、ボンネット等、広範囲にわたり車両ボディの塗装面に傷が生じたもの。

≪参考≫

○地方自治法
第 96 条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
　一～十二　略
　十三　法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）
第 29 条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。